

パートタイム労働法が変わります。—平成 27 年 4 月から—

主な改正のポイント

1. 正社員と差別的取扱いが禁止されるパート労働者の対象範囲が拡大されます！

今までは・・・

- ① 職務の内容が正社員と同じ
(業務内容や責任の度合い)
- ② 人材活用の仕組みが正社員と同じ
(人事異動の有無や異動の範囲)
- ③ 無期労働契約を締結している



改正後は・・・

- ①②に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用などすべての待遇について正社員との差別的取り扱いが禁止されます

今までは、正社員と同じ待遇にしなければならないのは、無期労働契約をしているパート労働者でしたが、改正により有期契約のパート労働者も対象になります。

2. 短時間労働者の待遇の原則

新設

パート労働者の待遇と正社員の待遇に差がある場合、職務内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮し、妥当なものでなければなりませんとされます。

3. 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象になります

距離や、実際にかかった費用に関係なく支給されている「通勤手当」は、正社員との均衡を図るよう努力義務になります。

4. パート労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務

新設

パート労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、原則として口頭での説明が必要になります。

雇い入れ時の説明内容の例

- 賃金はどのような仕組みなのか
- どのような研修があるか
- ロッカーや休憩室は利用できるか
- 正社員になるにはどのような制度があるのか

- 今までは、質問された場合に説明すればよかったのですが、これからは採用時に説明をしなければなりません。
- 労働契約に期間がある場合は、更新の都度説明が必要になります。

5. パート労働者からの相談に対応するための体制整備の義務

新設

雇い入れの際または契約更新時、労働条件を文書で明示する項目に『相談窓口』が追加されます。

○ パート労働者が何かを相談したいときに、相談に対応できるような体制を整えておく必要があります。また、それを周知しなければなりません。

パートタイム労働法で義務付けられている明示事項

- ・ 昇給、賞与、退職金の有無
- ・ 相談窓口 ← これを記載することが追加

(「相談担当部署」「相談担当役職」「相談者氏名」など)

6. 親族の葬儀などで勤務しなかったことを理由とする解雇や、契約更新を拒否することは適当でないことが指針に明記されました。

新設

以上が実務上関係しそうな変更点です。

名称が「パート労働者」であっても、就業実態を総合的に見て、正社員と実質的に同様の業務であって責任や権限、人事システムが正社員と比べてほぼ変わらないパート労働者については、賃金などの差別はしてはならないということになりますのでご注意ください。

また、常時10人以上のパート労働者を雇用している事業所では、「短時間雇用管理者」を選任しておくことをお勧めします。(こちらは努力義務です)

《筆者：小池》

お知らせ

- 平成26年12月の下記賞与のデータを集計致しました。全事業所ではありませんのでご理解下さい。尚、支払いのない事業所は対象としておりません。

(事業所規模)

10人未満	平均額267,317円(49事業所)
10人以上30人未満	平均額304,751円(31事業所)
30人以上	平均額254,129円(9事業所)

自然との共生

すっかり春めいてきました。近くの山等で夏山に向けて訓練していますが、短足に付け加え、体が重くて足が上がらず岩登りに苦労しています。年齢を増すごとに困難さをひしひしと感じます。いつまで挑戦できるかと思いながら自分を励ましているところです。



『古賀志山』の全貌

わたしのひとこと

「時間ではなく、成果で評価される働き方…」について、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いを除外する労働時間制等が労働政策審議会で平成25年から審議されてきました。

この対象労働者の賃金ですが、年収については、「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る」といったことを法定した上で、具体的な年収額は1,075万円となっています。政府が示している1,075万円の根拠は、労基法第14条に基づく告示の内容から示されたものです。

この法の創設については、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)で、職務の範囲と一定の年収が明確化される予定です。高い専門能力を有する労働者(研究開発業務等)に限定され、法案成立後の施行は28年4月を目指しています。これは時代のニーズなのでしょうね…。

鍋島勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

鍋島労務管理事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail: nabeshima@n-roumu.co.jp

